

甲斐市教育委員会第12回定例会議事録

- 1 日 時 令和8年3月25日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 竜王北部公民館3階 視聴覚教室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】小林啓子職務代理者 金子初男委員
千野国弘委員 米山祐希委員
【説明員】大寫正之教育部長 小田切英規教育総務課長
小山田拓也学校教育課長 大柴宏之生涯学習文化課長
広瀬修スポーツ振興課長 樋口一朗書館長
小野貴博学校教育指導監
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 内野真理教育総務係長 古屋善之教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 A委員 C委員
- 8 前回議事録の承認 令和7年度 第11回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題
第1号 令和8年度甲斐市学校教育指導方針(案)について
第2号 令和8年度甲斐市生涯学習推進計画(案)について
第3号 令和8年度甲斐市スポーツ推進計画(案)について
- 11 その他
(1) 令和7年度2月追加補正予算〔教育費関係〕概要
(2) 第3次創甲斐教育推進大綱に係る令和8年度実施予定事業
(3) 令和8年度教育関係主要工事執行計画について
(4) 令和8年2月定例市議会教育委員会関係一般質問について
(5) 学校評価事業自己評価書・学校関係者評価書について
(6) 甲斐市学校給食費無償化に伴う規則及び要綱の一部改正等について
(7) 4月の行事予定について
(8) 甲斐市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 12 閉 会 午後3時35分

○開 会

教育長

開会を宣する。(午後 1 時 30 分)

○あいさつ

教育長

委員の皆様には、過日行われました市内小中学校の卒業式にご臨席いただきありがとうございます。今年度私は、玉幡中学校と竜王小学校に伺いました。厳粛な中にも温かな雰囲気にも包まれ希望にあふれた式となりました。子どもたちの態度も立派でした。表情も充実感が感じられ、力強く、凛としていて素敵でした。委員の皆様がご出席された学校も同様であったことと思います。卒業生は、4月から新たな決意と将来への大きな夢と希望を胸に、新しい世界へ歩みだします。失敗を恐れず、様々なことに果敢に挑戦していくことを願うとともに、それぞれの歩む道で立派に成長することを期待しております。

午前中に県費負担教職員の辞令交付式がありました。甲斐市職員の人事異動も発表があり、すでに学校では、令和8年度に向けた体制作りに入っております。人事異動に関しましては、委員の皆様にも、学校のヒアリングを始め、長期にわたりご協力いただきありがとうございます。本日定例会後に、離任式も予定しておりますので、よろしくお願ひします。

市職員の異動に関しては、後ほど係長以上の職員については紹介がありますが、教育委員会を離れる職員は、教育総務課長、生涯学習文化課長、図書館長をはじめ、12人となります。また、新たに教育委員会に来られる職員は13人という異動規模となります。教育委員会から離れられる職員の皆様におかれましては、創甲斐教育ならびに教育行政の推進のために精力的に取り組んでいただきありがとうございます。新所属でのご活躍をご祈念申し上げます。新たに教育委員会勤務となる皆様には上司、同僚とのコミュニケーションを大事にいただきながらその力量を存分に発揮し、創甲斐教育の推進ならびに教育行政の充実に努めていただきたいと思います。

本日が、本年度最後の定例教育委員会となりますが、この1年間、委員の皆様から、貴重なご意見をいただく中で、充実し

た会議ができました。幅広い視野からの、ご指導・ご助言をいただいたことに深く感謝申し上げます。

4月からは、新体制のもと、さらなる創甲斐教育の推進と教育行政の充実に向け努力してまいります。委員の皆様には、これまでと同様に、教育を取り巻く様々な課題に対しまして、ご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日もよろしくお願ひいたします。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。A委員、C委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第11回定例教育委員会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。

一同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、D委員、B委員に署名をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長報告

教育長 3月の諸報告につきまして、主なものをご報告いたします。

2日、2月定例議会の一般質問最終日でした。その後、予算審査特別委員会などを経て、19日に2月定例会は閉会いたしました。

5日、6日、令和7年度末教職員人事異動の最終協議があり、10日には内申書作成が中北教育事務所で行われました。

11日、中学校の卒業式が行われました。

同日午後、甲斐葦崎交通安全協会・山梨県交通安全協会甲斐支所から新入学児童へ配布する交通安全傘・反射スクールバックの寄付贈呈式がありました。

19日、小学校の卒業式が行われました。

22日、甲斐市さくら祭りが開催され、天候にも恵まれ大勢の方が訪れておりました。食べ物・特産品の出店エリア、親子で楽し

める様々な体験エリア、また信玄太鼓、ハローキティショーなど様々な催しものがありました。

本日、25日午前、令和7年度末教職員人事異動辞令交付式が行われました。また、定例教育委員会終了後、午後4時から、甲斐市教職員離任式を行います。

今後の予定として、31日には、年度末を迎え、教育委員会関係の職員退職辞令交付式（出向解除）と市職員の退職辞令交付式が行われます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 題

第1号 令和8年度甲斐市学校教育指導方針（案）について

事務局 （資料説明）

委 員 表記のことが1点と、内容に関するものが1点の2点についてお伺いします。

はじめに表記のことは、昨年も私は少し気になって申し上げたのですが、創甲斐教育の方から持ってきた文言という捉え方でよろしいですか。

事務局 はい。創甲斐教育に基づいて策定させていただきました。

委 員 創甲斐教育に基づいて策定されているとすると、まず2ページの基本目標のところ、去年も申し上げたのですが、「心豊かにたくましく」と1文字分空いていますよね。創甲斐教育では、空いていなくて繋がっています。それに関わって3ページと表紙にもあるのですが、「心豊かにたくましく、」と読点が入っています。これは先生が学校教育指導方針を示すのに伴って新しくここを読点で分けたということですか。もし創甲斐教育の文言そのものであれば、そこは読点がなく示していただくほうが創甲斐教育の冊子と整合性があるのではないのでしょうか。意味的には関係ないと思うのですが、表記の点で少し気になりまして、昨年も同じことを申し上げましたが、今年もまた申し上げるところです。

2点目は、内容のことですが8ページの「(3)「健やかな身体の育成」について」というところで、最初の文章に「学校教

育全体を通じて健康や食に関する指導を計画的かつ適切に行うことにより自ら運動を…」とあるのですが、健康や食に関する指導は、もちろん学校教育の中で行うのですが、ここで少し気になったのが「学校教育全体を通じて」とあるのは、表現が少し違うのではないかと思いました。健康や食に関する指導は、創甲斐教育推進大綱にある文言は「学校の教育活動」を通じてとあります。「学校の教育活動」の方が良いのではないかと思います。「学校教育全体」を通じてというと、健康や食に関するものが例えば心の教育のように学校教育全体ではないかもしれない部分もあるので気になりました。創甲斐教育推進大綱と同様に「学校の教育活動を通じて健康や食に関する指導を計画的かつ適切に行うことにより…」ではなく並列で、「指導を計画的かつ適切に行い、自ら運動を実践する態度を育成し…」という書き方が良いのではないかと思いました。以上2点です。

教育長
事務局

まず、2・3ページの読点のところはいかがでしょうか。

こちらは、先程も申し上げたとおり、基本的には第3次創甲斐教育推進大綱を受けて、策定をさせていただいておりますので、そちらは合わせる形で修正したいと思います。

教育長
事務局

8ページの創甲斐教育推進大綱の文言に合わせてというところご指摘いただきましたが、その点は何かございますか。

こちらの健康や食に関する指導についても教育課程の中に位置づける中で、食教育健康指導は学活などの授業も含まれております。給食や日頃のうがいや手洗いなど、学校教育全体の中で行われるものであるという認識のもと、このような表現にさせていただいてはおりますが、確かにおっしゃるとおり教育活動を通じてといったところ、並列で書くということについても、そちらも納得できる部分ではございますので、また検討をして修正をしていきたいと思っております。

委 員

質問とお願いを含めて3点ありますが、一緒にお話をさせていただきます。まず7ページの教育支援センターについてですが、校内教育支援センターのところに中学校5校、小学校1校とあります。下の主な事業のところにも校内教育支援センターの設置とあります。国と県と市で、それぞれ予算的には3分の

1 ずつ持ちながら設置を進めてくという方向だと思いますが、5 校・1 校というのはこれに加えて、今後さらに校内支援センターとして設置をしていくということでしょうか。

それから、同じ 7 ページのインターネット上のいじめについての指導の充実ですが、近年このようなインターネット上のトラブルの件数が増えているという現状やスマートフォン所有の低年齢化という現状も踏まえて、やはり家庭でスマートフォンを持たせる時やインターネットの扱いについて、家庭教育で子どもたちと一緒に進めていただくということが大事になってくると思いますので、そのような家庭教育への啓蒙という部分も含めてご指導いただきたいと思っております。

最後 3 点目ですが、10 ページの特別支援教育のところですが、国は特別支援学級については、2 分の 1 以上の授業を支援学級でという、個に応じた指導の実態から国ではそのような指針を設けていると思うのですが、逆に支援学級に在級している子どもたちの保護者等の立場に立つと自立活動や共同学習や、これまで交流学級で受けられた時間についての不安もあるように思いますが、保護者からの声があるようでしたら教えてください。以上です。

事務局

校内教育支援センターにつきましては、これまでは学校独自でそれぞれ特別な教室等を設ける中で、学校が個別に独自に対応してきた実態がございます。令和 8 年度からは、市の事業として、力を入れてしっかり取り組んでいきたいということで、専門に指導にあたる教員を準備させていただき、いつでも困った時に必要とする子どもたちが利用できる環境を整えていきたいということで、今後は市として取り組みたいという形をとらせてもらうことになりました。できれば全ての学校に設置したいところではありますが、まずは中学校 5 校と小学校は 1 校をモデル的な形で進めていく中で、今後はできれば小学校全体に広げていきたいと考えているところです。

続いて、インターネットやスマートフォンについてですが、こちらは年度初めに各家庭に、甲斐市としてスマホやインターネット利用の提言といったチラシの配布をさせていただいてお

ります。そのようなところでまず保護者にも情報共有を行ないながら、学校と家庭とでしっかりと連携をして取組を進めていかなければならないと思っております。実際、今年度も、インターネットによるトラブルが、少なからず発生しております。そこでやはり大事になってくるのが、軽微な情報でも、すぐに教師が捉えて保護者と共有しながら、対応していくことが必要になってくるということを、特に今年は強く感じておりますので、より連携を深める中で取組を進めていきたいと思っております。

そして特別支援教育の2分の1の件に関しましては、特に保護者からこのことについての相談等は来ておりませんが、県の趣旨としましても、特別支援学級で指導を受けることを本当に必要とする子どもたちに適切な指導が行えるようにといったところで、市内学校にもそのような点では共通の理解をさせていただいておりますので、より必要な子どもたちが必要な時に指導が受けられる、そのような体勢を整えていきたいと考えているところです。

教育長

令和7年度に在籍していたお子さんが国の方針を厳格に運用することによって退級するような事例は、本年度はないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

委員

質問と提案を1つずつさせてください。質問は、5ページの成長の基盤となる資質・能力の育成のところの主な事業の中で、1番上の研究推進事業「豊かな学び・豊かな育ち推進事業」というのがありますが、こちらが具体的にどのような事業なのかということがタイトルから分かりづらかったので教えていただきたいと思えます。

事務局

こちらの「豊かな学び・豊かな育ち推進事業」というものを簡単に申し上げますと、研究テーマのような形で理解をしていただけると良いと思えます。こちらのタイトルに基づいた研究推進を、いわゆる研究指定校が校内研究として実施していくものでして、よくあるタイトルで言いますと、確かな学力を育成するための推進事業や、主体的・対話的で深い学びの実現を目指

した事業づくりや、そのようなテーマが掲げられることもありますが、本市では学力だけではなくて、心の面や、非認知能力などとも言われたりしますが、そのような面においても子どもたちの心と身体を豊かにしていく、頭も豊かにしていく、そのようなことを狙った事業となっております。広いタイトルになっていますが、要はそれぞれの学校が課題に思っていることを、それぞれに取り組んでいただけるように、幅を広く持たせている事業になります。

教育長

大きなテーマを掲げることで、各学校が自由に校内研で取り組めるようにしたということです。

委員

もう一つが提案と言いますか、修正ですが、11ページの教育分野のDX推進のところです。デジタル教科書やデジタル教材等をより積極的に活用することを通してとありますが、今年に入ってから、ICT教育の推進国では、デジタル教科書が学力の低下につながっているというような結果が出てくるなど、少し脱デジタルの方向に舵をきっているというニュースも目にします。これまでも、デジタル教科書の話が出た時に他の委員さんからも、デジタル教科書への切り替えは、どちらも上手く使うように、といった慎重意見が出たことも記憶しているので、ここはより「積極的に」というよりは、より「適切に」という表現にした方が良いのではないかと思いました。各学校にこの方針が伝わるので、11ページの積極的にという表現と、12ページの3番目のデジタル教科書やデジタル教材の積極的な活用のところも、適切な活用という程度に留めた方が良いのではないかと思うのですが、ご検討いただけますでしょうか。

事務局

ご指摘をいただきましてどうもありがとうございます。未だこのICT教育の推進については課題もあるという意味で、よりここを追求していきたいという思いからこのような表現となっておりますが、確かに本市でもデジタル教科書が今後導入されるにあたって、全てデジタルを希望しますか、紙とデジタルを併用しますかと意向を伝える機会もありまして、市としても紙とデジタルのハイブリッド型を希望しますと伝えてあります。

まさに適切に必要な時に必要な利用が出来るように考えていき
たいと思っています。

教育長 それでは、修正を加えていただき令和8年度甲斐市学校教育指
導方針の策定をお願いします。その他、ご意見、ご質問はござい
ますか。

一 同 異議なし。

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議題第1号は、承認されまし
た。

第2号 令和8年度甲斐市生涯学習推進計画（案）について

事務局 （資料説明）

委 員 4ページの（1）の下の文章ですが、「市民が自由に学習機会
を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学
習社会」とありますが、成果が適切に評価されるということは
具体的にはどのようなことか教えていただきたいと思います。

それからもう1点、社会教育委員の会議の開催の欄に教育委
員会との諮問答申とありますが、これがほとんど行われな
いような状況で、過去に部長さんが課長さんでいらした頃
に、そのような事例があった記憶もありますが、もう少しこのあたり
を活発にした方が良く思うのですが、別に無くても良いので
しょうか。

それから7ページ・8ページのジュニアリーダー研修会の件
ですが、竜王地区は、ジュニアリーダーと子どもクラブリー
ダーが分かれていますのですが、敷島地区は、子どもクラブが
ジュニアリーダーという形なので、敷島地区の方は割とジュ
ニアリーダーの人数が多いということを聞いております。この分
け方については、各地区民会議がそれぞれの考えのもとに決
めているのですが、子どもクラブのリーダーとジュニアリー
ダーは一緒ではないのでしょうか、お伺いしたいです。

事務局 まず4ページの「市民が自由に学習機会を選択し学ぶことが
でき、その成果が適切に評価される」という内容になりますが、
各公民館におきまして様々な年齢の対象者に向けた講座を
実施しております。その講座を受けることにより、その方の自

己評価として成長することや身につけることを文章化させていた
ただいている内容になります。

続きまして社会教育委員の会議の開催ということで、こちらは
諮問機関となっております。この委員さんにつきましては、
任期が2年となっております、令和8年度に改選ということで
また新たな任期が始まります。その任期中で社会教育委員の
会議の中でも市からの諮問を受けることもあるのですが、会議
の中で課題をみつけまして、その課題に対して研究や調査を行
い、発表するような機会を設けている会議でもありますので、
ご承知おき願いたいと思います。

続きまして各地区のジュニアリーダーと子どもクラブについ
てですが、確かに地区によって組織的なものが違います。ジュ
ニアリーダーは、市が主体となっている子ども指導者連絡協議
会というものがあまして、その下部として3つに分かれた形
で活動をしていただいている組織になっております。これは地
区によっての活動という面もありまして、様々な形になってい
るところでございます。

教育長

4 ページの適切な評価とは、言葉としては非常に固い言葉で
すが、自己評価のこともあるでしょうし、展示物を見た来館者
が素敵だと思うことも評価ということでしょう。ジュニアリー
ダーは、各地区の歴史等も関係してくるので生涯学習文化課と
してこうなさいということは、実際に活動してみると難しい
と感じるところです。

委員

まず 14 ページの埋蔵文化財の関係ですが、研修で北杜市の文
化財施設を見させていただいた中で、出土した物の管理について
苦慮されているところもあると伺いました。本市の埋蔵文化財の
保管や管理で心配な点や、今後の見通し等が何かあるようでした
ら教えていただきたいです。

また、これは感想ですが、19 ページの図書館資料購入計画の購
入内訳を見させていただくと、児童図書が割合が、竜王が 26%、
敷島が 41%、双葉が 37%、合計で 31%ですが、多くの予算を児童図
書に割いていただいています。読書の入口となるところを大切に
していただいていることに感謝申し上げたいと思います。

事務局

14 ページの埋蔵文化財の保存と活用の件に関してですが、市内に9カ所の保管施設があります。施設の状況がそれぞれ違う中で、本課といたしましても、適正な保存をするために定期的な巡回を行う中で保存状況がどうなのかという点検を行っているところです。そのような形の中で適正な保存を心がけている状況です。

委員

今の話に関連してですが、歴史文化資産拠点施設の整備について検討をするとありますが、具体的に何か統合的な施設が検討されているのかというのが1点と、全体的な話として歴史文化資産保存と活用及び継承ということで、保存してそれらを整備して利用できるような形にして活用し、それを残していくというのが一連の流れとして必要だと思うのですが、体系的にそのようなことを進める主体や中心になるような組織や文化資産拠点施設があれば、そういうものを積み上げていけると思います。まだ現状では、弱い気がしています。生涯学習の様々なイベント的なものはかなり充実してきているのですが、基礎的なベースになるような歴史文化資産の保存、活用、継承という部分がまだ充分ではないというような印象を受けています。

もう1つは文化資産のデータベース構築のための基礎資料という表現が13ページの①の最初の項目の中にありますが、これは具体的にどのようなものを構築されているのか。

関連して、目録的な物のデータベースだけではなくて、デジタルアーカイブのような文化資産施設ハードがなくても保存継承の一つの基礎的な資料や材料になってくると思いますので、そのようなものを作っていくという計画はないのでしょうか。

以上3点を、現状で想定されている範囲で結構ですので、伺いたいと思います。

事務局

まず、歴史文化資産拠点施設の整備につきましては、本市におきましては、令和5年度に、基本構想を策定いたしました。その後におきまして、教育部内における様々な公共施設の課題がある中で、それぞれの公共施設の在り方も考えながら、複合化も含めた調査研究を現在行っているところであり、文化資産の拠点とともに地域の方々も交流できる場として、公共施設なので持続可能な施設としていけるような施設整備の方向性を現在検討し

ている状況です。

続きまして、歴史文化資産のデータベースの構築というところになります。本市における学芸員におきまして、先ほど委員さんのおっしゃったように古文書等の目録、報告書の刊行済みの遺跡、これらの台帳をエクセルデータ等で入力いたしまして、簡易閲覧や検索化がしやすい、見やすい形のものを作成するという内容になっております。

委員

わかりました。前も同じようなことを聞いたと思いますが、中々ハードルが高いと思いますので、順次研究を進めていくことが必要かと思えます。デジタル化によるコンテンツの共有化を進めるというのは、これも予算次第ということになってくると思うのですが、建物がなくても順次できますので、なるべくそのような事業を進めながら市民が広く利用できるような形にしていくように取り組んでいっていただきたいと思えます。

委員

1つ質問があります。生涯学習や学校教育や子ども教育に関して、やはり親が学んだり、地域の大人が学び続けてポジティブな姿をみせたりということが大切だと思っているので、生涯学習の大切さということはこれからも重視されるのではないかと考えています。4ページの下の方、②の多様な生涯学習機会の提供というところで、より多くの市民がより多くの講座などに参加できるようとあるので、やはりこれまでもそのような講座に参加してきた方だけではなくて、より若い世代や親子や子どもを対象にした講座というのも大切になってくると思うのですが、これは今年からより充実させるという方向なのか、これまでもあった講座を継続していくという方向性なのか、より増やしていくということなのかというところを伺いたいと思えます。

事務局

講座の回数は、大体の公民館の講座数は同じですが、ふれあい講座が55回、子どもを対象とした親子向けのものが15回、計70回で事業を組む計画でして、拡大となっております。引き続き内容を重視して実施を図ってまいりたいと考えております。

教育長

それでは、要望等も出されましたので、来年度の事業を進めていくうえでの参考にいただき、より良い生涯学習事業を進めていただきますようお願いいたします。その他、ご意見、ご質問はご

ございますか。

一 同
教育長

異議なし。

ご異議なしと認めます。よって、議題第2号は、承認されました。生涯学習推進計画につきましては原案とおりとさせていただきます。

第3号 令和8年度甲斐市スポーツ推進計画（案）について

事務局
委員

（資料説明）

3ページの市主催事業の着衣泳教室について、前回の定例会時に爽快子ども水泳教室、着衣泳教室の参加者の数を伺い教えていただいたのですが、子ども水泳教室は幼児・児童が対象でした。着衣泳教室は市民とありますが、市民の中で参加した人たちはどのような人たちだったのでしょうか、児童生徒も含まれているのか、一般の人だけだったのか、そのあたりを伺いたいと思います。

事務局

毎年夏休み期間中に行っているのですが、参加者は、学校の先生にも呼びかけをしております。それ以外にも申込みをしてきた家族や親御さん、子ども、小学生がいます。小学生が主な対象になります。その人たちが30人程度です。服を着たままでペットボトルを持ってどうやって浮くか、というようなことを体験してもらいます。服を着てプールに入ることがないので、経験してもらえると、学びを得て帰ってもらえる事業になっております。

教育長

ハイキング教室は、以前は上高地などで人気がありました。日は決まっていますが、行先はもう決まっていますか。

事務局

令和7年度は、山の方面を計画していましたが、熊が出る関係があり、急遽山中湖の湖畔をまわるという形をとりました。令和8年度も熊の問題がまだ続きそうなので、山へ入るのはどうだろうか、ということでまた令和7年度と同じような形を考えているのが現状ですが、令和8年度に考えていきたいと思います。

教育長

熊の出没については、市の駅伝大会も中止になりましたので悩ましいところですが、検討していただきたいと思います。

委員

少しスポーツ推進計画とは的外れの話になるかもしれませんが、部活の地域移行ということが喫緊の課題になってきています。先程の生涯学習推進計画の5ページの地域クラブ活動や学官連

携のようなものがスポーツ振興の中でも、直接絡まなくても部活地域移行に関係するような計画があるのでしょうか。

事務局

地域展開につきましては、生涯学習文化課とスポーツ振興課、学校教育課も関係していますが、そこで連携を取りながら行っています。スポーツ振興課も当然関わっておりまして、運動部について主にスポーツ振興課が部活から地域クラブへ移行という形で取り組んでいます。スポーツ推進計画には記載はないのですが、認定クラブの方針を作っておりまして、そちらの中で一緒に取り組む形をとらせていただいております。

教育長

それでは、スポーツ推進計画におかれましても実りある事業となるようお願いします。その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同

異議なし。

教育長

ご異議なしと認めます。よって、議題第3号は、承認されました。

○その他

(1) 令和7年度2月追加補正予算〔教育費関係〕概要

事務局

(資料説明)

教育長

この小学校のグラウンドは、かねてから課題がありました。改修工事で今までより質が良くなるということですが、内容について説明をお願いします。

事務局

詳細はこの後に工事の説明でさせていただきたいと思いますが、グラウンドの土について、雨が降ると水溜まりが出来たり水が流れた跡が残ったりと水はけも良くない、周辺地域にも砂ぼこりが舞うということでその辺の対策を進めます。今入っている土よりも比重が大きい土に入れ替えるとともに、その土が保水性や透水性に優れてクッション性もある土ですので、そちらへ変えていきたいと考えております。この土につきましては、甲府市でも採用されているので、そちらで進めていきたいと考えております。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同

意見、質問なし

(2) 第3次創甲斐教育推進大綱に係る令和8年度実施予定事業

事務局 (資料説明)

事務局 (資料説明)

事務局 (資料説明)

事務局 (資料説明)

委員 資料の黒い星印は何ですか。

事務局 こちらは、創甲斐教育の冊子ではやはたいぬの肉球になりますが、ピックアップ施策を表しています。

委員 基本方針などあちこちに黒い星がありますが、さらに後ろの方にまたピックアップ施策とありますが、黒い星は全てピックアップ施策ということですか。

事務局 星がついているものは、全てピックアップ施策です。

委員 もう1つ、4ページの多様な学びの実現という基本方針1の(3)ですが、教育支援センター、オークルーム及び校内教育支援センターに対する予算額としてありますが、先程、学校での校内教育支援センターも市が関わるというお話がありました。そちらにも支援員や職員を派遣して下さるということですか。

事務局 おっしゃるとおりです。市で中学校5校、小学校1校、合計6カ所設置するということで、市が任用した指導員の先生を配置するための人件費の予算です。

委員 大変助かると思います。

委員 今回の関連で項目の積算根拠のところに校内教育支援センターの共済費とありますが、教材費ですか。

事務局 指導員の先生の保険の関係ということで、共済費です。

委員 わかりました。教材費ではなく共済費ですね。今の委員のお話にあったことに関連するのですが、この指標というのは見直す可能性はありますか。今後校内教育支援センターが充実してくると、オークルームの在籍率を不登校対策の指標とするのに相応しくない気もするので、現状に応じて指標を変えることはありますか、それを伺いたいと思います。

事務局 この指標を変えるかというところですが、第3次創甲斐教育推進大綱を作ったときに、計画の進行管理の中で、各年度評価

を実施しながら、必要に応じて設定を見直していくことをうたっておりますので、事業の効果等も踏まえ、検証していきながら設定についても検討していきたいと思っております。

委員 分かりました。校内教育支援センターは令和8年度からの取組なので、策定時にはまだ想定が無かった事業だと思っておりますので、見直すことが妥当だと思っております。

委員 学校教育課の1ページの基本方針2(1)で、英検の補助なのですが、積算根拠のところ、準2級については(プラス)とありますが、準2級と準2級(プラス)が同じ受験料なのでまとめて書いているということなのか、準2級(プラス)のみの補助になるのか、準2級と準2級(プラス)は違う級なので(プラス)だけの補助なのか、一緒に書いただけなのかということをご教えてください。

事務局 分かり難くてすみません。恐らくまとめているのだと思われ
ます。どちらか片方だけを補助するとは考えられません。

委員 スポーツ振興課の6ページの(1)及び(3)に積算根拠が入ってないのですが、これは何を実施するかによるということで、今のところ入れられないということでしょうか。

事務局 現状では、体育施設の屋根の整備の他は未定です。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

一同 意見、質問なし

(3) 令和8年度教育関係主要工事執行計画について

事務局 (資料説明)

事務局 (資料説明)

事務局 (資料説明)

事務局 (資料説明)

委員 8ページの生涯学習文化課の2番目の双葉ふれあい文化館の案内板ですが、20号線からの案内板の手前に大きな樹木があって、案内板が見づらいというような話が前々からあったのですが、それは対応済みでしょうか、それとも今後予定がありますでしょうか。

事務局 そちらの対応は、令和8年度予算に計上してありまして剪定

の対応を取る予定となっております。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございますか。
一 同 意見、質問なし

(4) 令和8年2月定例市議会教育委員会関係一般質問について

教育長 本案件につきましては、2月27日と3月2日に開催されました定例市議会での一般質問に対する答弁内容となりますので、報告のみとさせていただきます。

事務局 (資料説明)

(5) 学校評価事業自己評価書・学校関係者評価書について

教育長 この件につきましても、報告のみとさせていただきます。

事務局 (口頭説明)

(6) 甲斐市学校給食費無償化に伴う規則及び要綱の一部改正等について

事務局 (資料説明)

委 員 9ページの改正の要旨のところで保護者が負担する学校給食費を当分の間免除する旨を明記するとありますが、当分の間という表現は、また戻るということですか。

事務局 当分の間というのは、いつまでということが明言できないということの表現です。

委 員 もう1つ10ページの新旧対照表のところで「生活保護法第13条規定による教育扶助を受けている保護者については、この限りではない」とありますが、生活保護受給者は教育扶助を受けているから、関係ないということですか。

事務局 生活保護を受けている子どもたちの給食費については、生活保護で支払いますということで、給食費の補助の対象や無償化の対象にはなりませんという意味です。

委 員 18ページにありますように、対象範囲を私立小中学校や特別支援学校、フリースクール等というところまで明記していただいて、広く市内の子どもたちに枠を広げていただいて大変ありがたいと思います。

教育長 本市独自で進めているところです。ご意見ありがとうございます。

す。その他、ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし

(7) 4月の行事予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし

(8) 甲斐市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

教育長 以上で、予め付議された議案等の審議が終了しましたが、生涯学習文化課から1件、追加の案件が提出されておりますので、7その他(8)として、「甲斐市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について」を追加いたします。

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし

○閉 会

教育長 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので、本定例会の閉会を宣する。(午後3時35分)